

## 「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会について

道路運送法第78条第3号に基づく「事故車等の排除業務に係る有償運送許可」に必要な研修会を下記の通り実施いたします。この度の研修会は、現在許可証をお持ちでない事業場及び許可期間が令和5年7月31日までの許可証をお持ちの事業場が対象となります。

申請については、従来通りこの研修会の受講が必須となっておりますので、今年度中に申請される事業場に於かれましてはご受講ください。

お申し込みについては、振興会ホームページ (<https://www.taspa.or.jp/>) 内「講習・研修」に掲載しておりますので、ご確認いただきお申し込みいただきますようお願いいたします。

### 記

☆日 時 令和 4年 8月 3日 (水)

10:00～16:00 (受付時間: 9:30～)

☆会 場 倉吉市交流プラザ 2階 第1研修室

住所: 倉吉市駄経寺 187-1

☆定 員 20名

☆受講料 会 員: 5,100円 (税込)

会員外: 8,700円 (税込)

テキスト代: 500円 (税込)

※テキストは、前回使用したもの（緑の表紙）をご持参いただいても可能です。

※定員については先着順になりますので、ご希望に添えない場合があります。

### 【申込方法】

1. 受講を希望される方は、下記申込書類①～⑥をそれぞれ準備していただき、すべてFAXして下さい。(FAX: 0857-24-5833)
2. 受講日当日は、FAXされた書類①～③を必ず持参して下さい。

## 【申込書類】

※①～③は、ホームページ (<https://www.taspa.or.jp/>) よりダウンロード  
(ホームページ内→講習・研修にあります)

- ①受講申込書
- ②自家用自動車有償運送許可申請委任状 (台数分原本必要)
- ③有償運送許可申請車両一覧
- ④車検証(申請される車積載車)の写し
- ⑤任意保険証書の写し(許可を受けるすべての車積載車)
- ⑥既に許可を受けている場合は、許可証のコピー

【申込期限】                      令和4年8月1日(月)

## 【その他】

\* 検査証の使用者欄が同一で、複数の車積載車をお持ちの場合、1事業者1名の受講で複数の車積載車の許可申請を行うことができます。

\* 車積載車とは、車両全体を荷台に載せる形のものであり、前後片側のみを揚げて一方が接地しているレッカーは含みません。

\* 二輪車を運搬するためのワンボックスや軽トラックも含みます。

## 【ご注意】

- ① コロナ感染防止のため、受講の際は必ずマスクを着用し会場での私語はお控えください。
- ② コロナ感染拡大の際は、定員の変更又は中止になる場合があります。